

指導要綱及び紛争予防条例の工事完了後の提出書類について

1. 建築指導課での完了手続き

(1) 工事完了届

工事（外構工事を含む）完了後に、次の写真を添付して提出してください。

- ・建物全景（1部）…2～3枚程度撮影してください。

(2) 電波障害対策結果報告書（高さが10mを超える建築物）

電波障害対策を行った場合に、次の書類を添付して提出してください。

- ・対策した方の住所、氏名のリスト（書式は任意）
- ・住宅地図等に(1)の方の位置を示したもの

(3) 電波障害対策誓約書（高さが10mを超える建築物）

電波障害対策を行わなかった場合に、提出してください。

(4) 電波障害（事前・事後）報告書（高さが10mを超える建築物）

事前又は事後に電波障害の調査を行った場合に、調査データを添付して提出してください。

(5) ワンルームマンション、社員寮・独身寮の管理について

ワンルームマンション、社員寮・独身寮を建設された場合に、提出してください。

(6) 分譲マンション管理計画届について

分譲マンションを建設された場合に、提出してください。

2. 関係各課での完了手続き

公園緑地課、都市政策課、河川排水課その他の関係各課で、書類の提出や、完了検査が必要となります。詳細は、各担当課にお問い合わせください。

※当初の計画から変更があった場合は、変更届が必要になる場合がありますので、変更内容を建築指導課にお知らせください。